

[HOME](#) > [社会科学](#) > [公募型](#) > [研究助成](#)

研究助成

【2025年度 募集要項】

1. 助成対象

法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野における研究プロジェクトに対する助成を行います。

2. 応募資格・条件

わが国の大学等において常勤の職に就き、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学分野の研究に従事する個人、または当該資格を有する者を研究代表者とするグループとします。共同研究者の資格は特に制限しません。海外旅費・交通費が支出の50%を超えないこととします。

3. 助成金

助成金の限度額は1件当たり100万円です。
助成金は2025年4月以降に支給します。
助成金の使用は2025年4月以降実施期間終了時までとします。

助成対象となる実施期間	2025年4月～2026年3月の期間を含め最長3年
-------------	---------------------------

4. 募集日程（年1回）

募集受付開始日	2024年11月1日（金）
募集締切日	2024年11月29日（金）17時（日本時間） * 締切直前はシステムが混雑し、送信に時間がかかることが想定されます。締切日の17時（日本時間）を過ぎると申請手続きの途中でもシステムにアクセスできなくなりますので、締切時間まで余裕をもって作業を進めてください。 * Eメール、ファックス、持参による提出は受理いたしません。

5. 申請手続き

<具体的な申請手続きはこちらを確認してください>
応募方法

社会科学

[公募型](#)[応募方法](#)[研究助成](#)[金融・資本市場のフロンティアを拓く研究助成](#)[「女性が輝く社会の実現」をテーマにした研究助成](#)[国際交流助成（研究者の海外派遣）](#)[国際交流助成（研究者の招聘）](#)[講演会等助成](#)[直近の助成先一覧](#)[直近の実績報告（助成対象者）](#)[助成実績の推移](#)[社会科学 助成実績報告書](#)[非公募型](#)[奨学研究員助成](#)[客員研究員助成](#)[研究設備助成](#)[復興支援奨学制度](#)[選考委員一覧](#)[選考委員一覧](#)

助成申請にはマイページの取得が必要です。[こちら](#)から応募方法に従って申請してください。
既にマイページをお持ちの方はマイページにログイン後、応募方法STEP2にお進みいただき、
プログラム『研究助成』を選択してください。
(プログラムは募集受付開始日まで選択できません)

- 1 助成申請受付フォームへの入力（助成申請受付フォームからもダウンロードできます）
- 2 必要書類の提出：申請書（Word形式）のアップロード。アップロードする際は、PDF化してください。PDF以外のファイルはアップロードできません。

申請書(Word形式)

* 募集期間外の為ダウンロードできません

【申請書作成上の注意】

- ページ数、余白、フォント(MSP明朝、10pt)、枠のサイズ等の変更は認められません。
- 記入漏れ等申請書に不備があると、選考委員会において審査されない場合があります。

社会科学助成金経理取扱要項

[よくあるご質問](#)

6. 選考方法

選考委員会で審査を行います。

※個人情報、研究情報は選考手続きのみに使用されます。

7. 結果発表

選考結果は、マイページにご登録いただいた申請者のメールアドレス宛に通知します。採否の理由については一切回答いたしかねますのでご了承ください。

結果発表：2025年2月頃（予定）

8. 助成決定後の注意事項

- 1 助成結果は野村財団のホームページに掲載します。また他の財団等へ通知、あるいは広告媒体に掲載される場合があります。
- 2 活動に関するチラシ等配布物、カタログ等出版物、Webサイト等を作成する場合は、当財団の了承を得てロゴマークを掲載してください。また、文字で表記する場合は、「助成」である旨と「公益財団法人野村財団」名を掲載してください。
- 3 研究成果を出版物、論文等で公表する場合には、使用言語に関わらず当財団の助成を受けている旨を明記するとともに、実績報告書に公表実績を明記してください。
- 4 実績報告書の概要は「野村財団社会科学助成実績報告書」および当財団ホームページに掲載いたします。

9. 助成金受給者の報告義務

- 1 マイページの基本情報（連絡先メールアドレス、所属機関、職名、事務連絡担当者等）の内容に変更があった場合は、速やかにマイページから変更登録を行ってください。
- 2 申請内容に変更が生じた場合または研究活動等を中止する場合は、速やかに当財団までご連絡ください。（連絡先：zaidan@nomurafoundation.or.jp）
- 3 本質的な変更（実施期間、実施場所もしくは主たる参加者の変更、実質的な内容の変更等）があった場合、再審査の対象となり、助成金の受領を辞退もしくは返金いただく場合がございます。
- 4 研究活動等が中止になる場合は、助成金の受領を辞退もしくは返金させていただきます。
- 5 実施期間終了後、助成金に残金が生じた場合は、当財団と協議のうえ、返金させていただきます。
- 6 実施期間終了後3ヶ月以内に、実績・会計報告書を当財団へ提出してください。報告書が提出されない場合は、選考委員会にその旨を報告します。以後の当財団への助成申請は不受理となります。また、当財団の助成金を使用する共同研究に参加することも出来ません。

10.その他

- 1 虚偽の申告もしくは報告、又は、不正行為・研究倫理上の問題が認められた場合には、助成の取り消しや助成金を返金していただく場合がございます。

[サイトマップ](#)

[個人情報保護方針](#)

[本サイトのご利用について](#)

[お問い合わせ](#)

[所在地・アクセス](#)

Copyright©Nomura Foundation